

# 那 霸 市 公 報

**第 1 8 4 3 号**  
 毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行  
 発 行 所  
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### ◇ 条 例 ◇

- 那覇市議会基本条例の一部を改正する条例（議事管理課）…………… 959
- 那覇市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（生活衛生課）…………… 961

### ◇ 告 示 ◇

- 令和 5 年（2023 年）8 月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）…………… 963
- 令和 5 年（2023 年）8 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について（総務課）…………… 964
- 令和 5 年（2023 年）9 月那覇市議会定例会の招集について（総務課）…………… 965

### ◇ 公 告 ◇

- ハイサイ市民課（国民年金 G）デジタル複合機貸借及び保守業務契約に係る制限付一般競争入札の実施について（ハイサイ市民課）…………… 966
- 那覇市大名児童館指定管理者募集について（こども教育保育課）…………… 969
- 那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者募集公告の訂正について（文化振興課）…………… 971
- 「消防局デジタル複合機貸借及び保守点検業務契約」に係る制限付一般競争入札について（消防局予防課）…………… 972

### ◇ 議 会 規 則 ◇

- 那覇市議会会議規則の一部を改正する規則…………… 974

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 978

**条 例**

那覇市条例第35号  
令和5年8月17日  
公 布 済

那覇市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

## 那覇市議会基本条例の一部を改正する条例

那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第26条 [略] 2 議会は、前項の <u>改革</u> に取り組むため、 <u>必要に応じて議員で構成する推進組織を設置するものとする。</u>	第26条 [略] 2 議会は、前項の <u>継続的な議会改革</u> に取り組むため、 <u>那覇市議会各派代表者会議</u> を設置する。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

## 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第36号  
令和5年8月17日  
公 布 済

那覇市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

## 那覇市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

那覇市旅館業法施行条例(平成24年那覇市条例第62号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(宿泊を拒むことができる事由) 第4条 法第5条第3号の条例で定める事由 は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(2) [略]	(宿泊を拒むことができる事由) 第4条 法第5条第1項第4号の条例で定める 事由は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(2) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

## 付 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日から施行する。

**告 示**

那覇市告示第 214 号  
令和 5 年 8 月 4 日  
掲 示 済

令和 5 年 (2023 年) 8 月那覇市議会臨時会の招集について

令和 5 年 (2023 年) 8 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 知念 覚

- 1 招 集 の 日 令和 5 年 8 月 14 日 (月)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
  - (1) 工事請負契約について (那覇市宮奥武山体育施設照明設備等 LED 化整備  
工事 (スコアボード棟))
  - (2) 専決処分の報告について (工事請負金額の変更)
  - (3) 専決処分の報告について (工事請負金額の変更)

那覇市告示第 221 号  
令和 5 年 8 月 9 日  
掲 示 済

令和 5 年 (2023 年) 8 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

令和 5 年 (2023 年) 8 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 知念 覚

付 議 事 件 名

- (1) 那覇市議会基本条例の一部を改正する条例制定について
- (2) 那覇市議会会議規則の一部を改正する規則制定について



那 霸 市 告 示 第 244 号  
令 和 5 年 8 月 22 日  
掲 示 済

令和 5 年 (2023 年) 9 月那 霸 市 議 会 定 例 会 の 招 集 に つ い て

令和 5 年 (2023 年) 9 月那 霸 市 議 会 定 例 会 を 次 の よ う に 招 集 す る。

那 霸 市 長 知 念 覚

- 1 招 集 の 日 令和 5 年 9 月 1 日 (金)
- 2 招 集 の 場 所 那 霸 市 議 会 議 場

---

---

**公 告**

---

---

那覇市公告第 323 号  
令和 5 年 8 月 14 日  
掲 示 済

ハイサイ市民課 (国民年金 G) デジタル複合機賃貸借及び保守業務  
契約に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 6 及び那覇市契約規則 (平成 26 年那覇市規則第 59 号) 第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚

## 1 入札に付する事項

- (1) 件 名 : ハイサイ市民課 (国民年金 G) デジタル複合機賃貸借及び保守業務契約
- (2) 履行内容 : 別紙①「デジタル複合機 仕様書」、  
別紙②「デジタル複合機賃貸借及び保守業務の条件及び入札方法」のとおり
- (3) 履行場所 : 那覇市市民文化部ハイサイ市民課 国民年金グループ (1 階 ①番窓口)
- (4) 履行期間 : 令和 5 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日  
※那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める  
条例第 2 条並びに那覇市長期継続契約を締結することができる  
契約を定める条例施行規則第 2 条第 1 項第 3 号及び第 2 項第 1 号に  
基づく長期継続契約  
※長期継続契約案件の入札及び契約には、次の条件を付す。  
ア 各年度における長期契約の経費の範囲内で契約を締結または  
継続するものであること。  
イ 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合がある  
こと。

## 2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日まで (要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日) の間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 「那覇市物品購入等入札参加者の資格等に関する要綱」第10条第1項の規定による令和4・5年度物品購入等入札参加資格者名簿に記載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める者に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (4) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合であつては、それらの資格等を有していること。
- (5) 本市内に本店又は支店等を有していること。
- (6) 市町村税等を滞納していないこと。
- (7) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。

### 3 契約条項を示す場所

那覇市市民文化部 ハイサイ市民課

### 4 質問の方法・回答

- (1) 質問期限：令和5年8月18日（金）午後3時まで
- (2) 質問方法：質問書（様式1）を所管課の下記アドレス宛に、電子メールで提出。  
ハイサイ市民課 国民年金グループ：naha\_c\_simin002@city.naha.lg.jp  
※電子メール送信後、必ず確認の電話をすること。
- (3) 回 答：令和5年8月23日（水）  
午後5時までに那覇市ホームページに回答を掲載する。

### 5 入札説明会

入札説明会は実施しません。

### 6 入札参加申請方法

制限付一般競争入札に参加しようとする者は「制限付一般競争入札参加申請書」（様式2）を提出しなければならない。

なお、下記申請期限までに申請書を提出しない者、または入札参加資格要件を満たしていないことが確認された者は、当該入札に参加することができない。

- (1) 申請期限：令和5年8月28日（月） 午後5時まで
- (2) 申 請 先：那覇市役所 ハイサイ市民課 国民年金グループ  
担当：荒木、屋良、永山
- (3) 申請方法：制限付一般競争入札参加申請書（様式2）を提出。  
※FAXでの申請も可能ですが、入札時には申請書原本を必ず提出してください。  
※FAX送信後、必ず確認の電話をすること。

## 7 入札の日時及び場所

- (1) 日 時：令和 5 年 9 月 1 日 (金) 受付：午前 9 時 50 分 入札：午前 10 時
- (2) 場 所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階 (501 会議室)  
※駐車場の用意はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

## 8 入札時提出書類

- (1) 入札書 (様式 3)  
※ 1 回目で落札に至らなかった場合、最大 3 回まで入札を執行しますので、予め 3 部入札書をご用意ください。
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状 (様式 4)
- (3) 制限付一般競争入札参加申請書 (様式 2) の原本 (F A X 送信にて申請した場合)  
※那覇市に提出された書類は返却しません。

## 9 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除する。

## 10 入札の無効に関する事項

(別紙) 制限付一般競争入札の心得のとおり。

## 11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が 2 者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

## 12 法令順守

- (1) 労働基準法その他の法律規則を遵守すること。

## 13 その他

- (1) 入札の際は、次の事項について留意すること。
  - ア 入札参加者は、1 業者 1 名とする。
  - イ 入札参加者は、必ずマスクを持参のうえ着用すること。
  - ウ 入札参加予定者が体調不良 (発熱や悪寒等) の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。

## 14 お問い合わせ先

那覇市役所 ハイサイ市民課 国民年金グループ  
(担当) 荒木、屋良、永山 (T E L) 098-861-6901 (F A X) 098-862-4564

那覇市公告第 343 号  
令和 5 年 8 月 17 日  
掲 示 済

## 那覇市大名児童館指定管理者募集について

令和 6 年 4 月 1 日からの那覇市大名児童館の管理を行う法人その他の団体を次のとおり募集いたします

那覇市長 知念 覚

### 1 名称及び所在地

- (1) 名称 那覇市大名児童館
- (2) 位置 那覇市首里大名町 2 丁目 75 番地

### 2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市児童館及び児童遊園条例第 16 条に定めるもののほか、那覇市大名児童館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）のとおり。

### 3 指定の予定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年間）

### 4 応募資格

応募者は、指定期間中、児童館の管理を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体であって、次の要件に該当するものとします。

- (1) 沖縄県内に登記簿上の本店又は主たる事業所等を有している法人、又はその他の団体で事務所を県内に有するもの。
- (2) 国税及び地方税の滞納が無いこと。
- (3) 複数の法人その他の団体で構成されるグループで応募する場合は、グループの名称を設定し、代表者を選定すること。なお、すべての構成員は、沖縄県内に登記簿上の本店又は主たる事業所等を有する法人、又はその他の団体で県内に事務所を有するものであること。基本協定書の締結は、代表者を中心に行うこととなりますが、他の構成員も提案した事業計画の実施に連帯して責任を負うこと（当該グループの法人その他の団体は、別のグループでの重複又は単独で応募することはできません）。

### 5 欠格事項

次のいずれかに該当する団体（グループ応募する団体の場合には、代表者のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合）は、応募を行うことができません。

- 
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む)の規定により、那覇市における一般競争入札等の参加を制限されている団体
  - (2) 那覇市から指名停止措置を受けている団体
  - (3) 国税及び地方税を滞納している団体
  - (4) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続中の団体
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
  - (6) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる団体
  - (7) 那覇市の指定管理者の公募に応募しようとする日から過去1年以内に、指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた法人等

## 6 申請の方法

那覇市大名児童館指定管理者募集要項のとおり。

## 7 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 令和5年7月26日(水)～9月25日(金)まで  
原則、那覇市の公式ホームページからのダウンロードとします。

## 8 お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所3階  
こどもみらい部 こども教育保育課 (城島)  
電話：098-861-2113 (直通) F A X：098-861-2114

那覇市公告第 347 号  
令和 5 年 8 月 18 日  
掲 示 済

那覇市パレット市民劇場及び那覇市民ギャラリー指定管理者募集公  
告の訂正について

令和 5 年 8 月 3 日付け那覇市公告第 307 号にて公告した那覇市パレット市民劇場  
及び那覇市民ギャラリー指定管理者募集について、次のように訂正があるので公告  
する。

那覇市長 知念 覚

訂正項目

2 管理の基準及び業務の範囲

業務仕様書「19 リスクの負担と保険」を次のとおり修正する。

訂正前

段 階	リスクが生ずる原因		負担者	
	リスクの種類	リスクの内容	市	指定 管理者
運営段階	施設の競合 (那覇文化芸術 劇場なは一と以 外)	施設競合による利用者減、収入 減		○
	施設の競合 (那覇文化芸術劇 場なは一と)	那覇文化芸術劇場なは一との 供用開始に伴う利用者減、収入 減	協議事項	

訂正後

段 階	リスクが生ずる原因		負担者	
	リスクの種類	リスクの内容	市	指定 管理者
運営段階	施設の競合	施設競合による利用者減、収入 減		○
	(削除)	(削除)	(削除)	

## 那覇市公告第 373 号

令和 5 年 9 月 1 日

「消防局デジタル複合機賃貸借及び保守点検業務契約」に係る制限付一般競争入札について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

## 1 入札に付する事項

- (1) 件 名 小禄南出張所デジタル複合機賃貸借及び保守点検業務契約
- (2) 履行場所 那覇市消防局 小禄南出張所（那覇市宇栄原4丁目2-2）
- (3) 契約台数 1台
- (4) 履行内容 別紙仕様書のとおり
- (5) 履行期間 令和5年10月1日から令和8年3月31日

※那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号及び第2号に基づく長期継続契約

※長期継続契約案件の入札及び契約には、次の条件を付す。

ア 各年度における長期契約の経費の範囲内で契約を締結または継続するものであること。

イ 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

## 2 入札参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあつてはそれらの資格等を有していること。
- (4) 令和4年・5年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (5) 市町村税等を滞納していないこと。
- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。
- (7) 沖縄県内に本社又は営業所等があること。



## 3 仕様書等の配布期間及び配布方法

- (1) 配布期間 令和 5 年 9 月 1 日 (金) から令和 5 年 9 月 14 日 (木)  
※土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時を除く)
- (2) 配布方法 那覇市消防局にて受け取り又は那覇市ホームページに掲載する仕様書等をダウンロードして下さい。  
※FAX、郵送での配布は行いません。

## 4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 令和 5 年 9 月 12 日 (火) 午後 3 時から
- (2) 場所 那覇市消防局 4 階 第 2 会議室 (那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号)

## 5 入札日時及び場所

- (1) 日時 令和 5 年 9 月 15 日 (金) 午後 3 時から
- (2) 場所 那覇市消防局 4 階 第 2 会議室 (那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号)

## 6 入札時提出書類

- (1) 入札書 (市指定様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状 (市指定様式)  
※市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードして下さい。

## 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付すること。ただし、那覇市契約規則第 8 条各号のいずれかに該当するときは免除する。
- (2) 契約保証金 那覇市契約規則第 30 条各号のいずれかに該当するときは免除するが、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

## 8 入札の無効

那覇市契約規則第 14 条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 9 その他

郵送による入札は認めません。提出された書類は返却いたしません。

## 10 問い合わせ先

那覇市消防局総務課 担当 安田・池根  
TEL 867-0119 FAX 869-1190

## 議 会 規 則

那覇市議会規則第 2 号  
令和 5 年 8 月 17 日  
公 布 済

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市議会議長 野 原 嘉 孝

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則

那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(協議又は調整を行うための場) 第166条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 [略] [別表 別記]</p>	<p>(協議又は調整を行うための場) 第166条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表第1及び別表第2のとおり設ける。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 議員(常任委員会の委員長及び那覇市議会各派代表者会議の構成員を除く。)は、別表第2に掲げる協議等の場のいずれかの構成員になるものとする。</p> <p>5 議会及び議員は、その活動において、協議等の場における決定を尊重するものとする。</p> <p>6 [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。</p>	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第166条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
那覇市議会各派代表者会議	議案の審査又は議会の運営その他議会の活動に関し、各会派の代表者間で協議又は調整する。	[略]	
那覇市議会正副委員長会議	議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の運営に関し、委員会間で協議又は調整する。		

那覇市議会全 員協議会	議案の審査又は議会の運営その他議会の活動に関し、 議員全員で協議又は調整する。
那覇市議会災 害対策連絡本 部	大規模災害等の発生を受け、議員の安否等の確認、議 会機能回復に向けた対応の協議、議員への情報提供等 を行う。

[改正後 別記]

別表第1(第166条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
那覇市議会各 派代表者会議	那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号。以 下「条例」という。)第26条第1項の継続的な議会改革 その他議会の活動に関する調査、協議又は調整並びに 議会に関する条例等の検討、運用及び検証を行う。	[略]	
那覇市議会正 副委員長会議	議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の運営に 関し、委員会間で協議又は調整を行う。		
那覇市議会全 員協議会	議案の審査又は議会の運営その他議会の活動に関し、 議員全員で協議又は調整を行う。		
那覇市議会災 害対策連絡本 部	大規模災害等に関する訓練の計画及び実施並びにそ の発生時における議員の安否等の確認、議員への情報 提供、議会の機能の回復に向けた対応等に関し、協議 又は調整を行う。		

備考

- 1 構成員の代理として出席した議員は、構成員とみなす。
- 2 招集権者に事故があるとき又は欠けたときは、当該協議等の場の副長をもって招集  
権者とする。この場合において、招集権者が議長であるものにあつては、議長及び  
副議長ともに事故があるとき又は欠けたときは、事務局長をもって招集権者とする。
- 3 改選期等により招集権者がいない場合にあつては、事務局長をもって招集権者とす  
る。

[改正後 別記]

別表第2(第166条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
広聴参画 会議	条例第7条第2項の市民が議会活動に参 画する機会の確保、条例第9条第2項の 市民の多様な意見を的確に把握するた めの意見交換の場等に関し、調査、協 議又は調整を行う。	各会派から選出された議員 議長により選任された議員	座長
広報会議	条例第11条の規定による市政及び議会 に関する情報の提供、広報活動の充実 並びになは市議会だよりの編集、発行 等に関し、調査、協議又は調整を行う。	各会派から選出された議員 議長により選任された議員	座長
議会改革 会議	条例第21条の規定による議会の機能強 化、条例第23条の議員研修の充実強化	各会派から選出された議員 議長により選任された議員	座長

	等に関し、調査、協議又は調整を行う。	
--	--------------------	--

備考

- 1 構成員の代理として出席した議員は、構成員とみなす。
- 2 招集権者に事故があるとき又は欠けたときは、当該協議等の場の副座長をもって招集権者とする。この場合において、座長及び副座長ともに事故があるとき又は欠けたときは、事務局長をもって招集権者とする。
- 3 改選期等により招集権者がいない場合にあつては、事務局長をもって招集権者とする。

## 上下水道局告示

那霸市上下水道局告示第 13 号  
令和 5 年 7 月 31 日  
掲 示 済

那霸市排水設備指定工事店の新規指定について

那霸市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那霸市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那霸市上下水道事業管理者  
上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 558 号
指定工事店名	株式会社美喜設備
営業所所在地	豊見城市字豊崎 1 番地431 PurendreCASA 605号室
代表者氏名	松ヶ迫 健司
有効期間	自 令和5年7月25日 至 令和10年3月31日